

アセアン諸国の知財概況と展望

Overview and Prospect of Intellectual Property in ASEAN



味の素株式会社 理事 知的財産部長 柳生 一史

1979年 京都大学大学院工学研究科修了、同年 味の素株式会社入社、
2007年 同社 知的財産部長、2009年 同社 理事 知的財産部長、
2010年～2013年 日本知的財産協会常務理事、経済産業省産業構造審議
会臨時委員

1. はじめに

日本企業の対外直接投資がアセアン向けにシフトしており、2013年上半年は過去最高水準と報道されている。(日本経済新聞 2013年8月11日)

国別ではインドネシア、ベトナム向けが多く、タイから周辺国へ製造拠点として拡大シフトがみられるとのことであるが、アセアン諸国はすでに製造拠点だけでなく市場としてもますます重要になっている。

6月に発表された「知的財産推進計画2013」には、4本柱の1つ「産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築」のためにアジア新興国における知財権取得支援等の諸施策が掲げられている。

施策の着実な実行は日本の産業競争力を支える知財戦略に極めて重要と考えている。

2. 味の素グループのアセアン諸国への展開

味の素グループのアセアン進出は1954年のバンコク、シンガポールの事務所設立に遡る。以降1960年タイ味の素社、1961年マレーシア味の素社、1969年インドネシア味の素社と続いていくが、これらの多くはうま味調味料「味の素®」を現地生産する会社として現地

資本との合併事業で始まった。その後50年以上を経て多くは100%子会社となり、事業領域も多角化している。

タイ味の素社を例にとると、「味の素®」から始まり、タイの消費者の嗜好に合った風味調味料「RosDee®」(日本の「ほんだし®」に相当する商品)へ展開、独自開発の缶コーヒー「Birdy®」がトップブランドとして受け入れられている。

このような事業展開を支えてきた知財活動は多岐に渡るが、特に技術移転や模倣品対策が大きな役割である。

味の素グループの主要研究開発拠点は日本であるが、海外子会社発の新事業・新製品も生まれており今後も増えていくと実感している。

このような経験と現状を踏まえ、アセアン諸国の知財状況について概観し今後の展望について私見を述べさせていただきます。

3. 知財概況

模倣品対策

アジア域内の流通模倣品の8割は中国からの流入品といわれるが(JETRO バンコクプレゼン資料、2013年4月)、味の素グループ製品の模倣品についての実感

も同様である。

アセアン諸国での模倣品対策にはやはり税関での水際措置が有効であるが、水際措置が有効に機能するためには、税関からの押収通知が迅速に関係部門に連絡され適切な判断がなされる体制構築と維持が必須である。味の素グループの場合、本社の知的財産部と事業統括部門、海外子会社で責任分担を明確にして対策を取っている。

市中での真贋判断等、海外子会社担当者の高い意識と感度により模倣品が見つかり対策に実効を上げることができるので、知的財産についての継続した啓発・研修活動も重要である。

外部専門家ネットワーク

信頼できる外部専門家との連携は必須であるが、アセアン諸国に限らず新興国では弁護士の移籍や事務所の分裂等の状況判断がむづかしい。

関係の浅い弁護士事務所には、直接訪問して事務所の説明や担当弁護士の紹介を受け、こちらからは事業状況や案件の重要性を説明する。

訪問以降に先方の来日機会が増え連携が大きく改善された事例、頻繁に訪問することで弁護団の士気が目に見えて上がり勝訴に結び付いた事例等を通じてできた信頼関係が、お互いに大きな財産になっている。不断の関係構築強化の努力が必要である。

特許庁データベース

アセアン諸国の特許情報については、World Patent Indexのようなグローバルデータベースでは遡及調査が十分にできないという課題があるが、アセアン諸国の特許庁データベースの整備が進んでいるようである。

弊社特許出願（食品、バイオテクノロジー分野中心）を対象に検証するとタイ、インドネシア、マレーシア、ベトナムでは9割以上が収録されている。網羅性はまだ充分でないが過去20年ほど遡及できるので、技術動向の把握には活用できる精度と評価している。（図1）

課題としては、①出願人の誤記や収録漏れ、②発明の名称や抄録が現地語表記である、③検索中に回線接続の遮断が起こる、等がある。

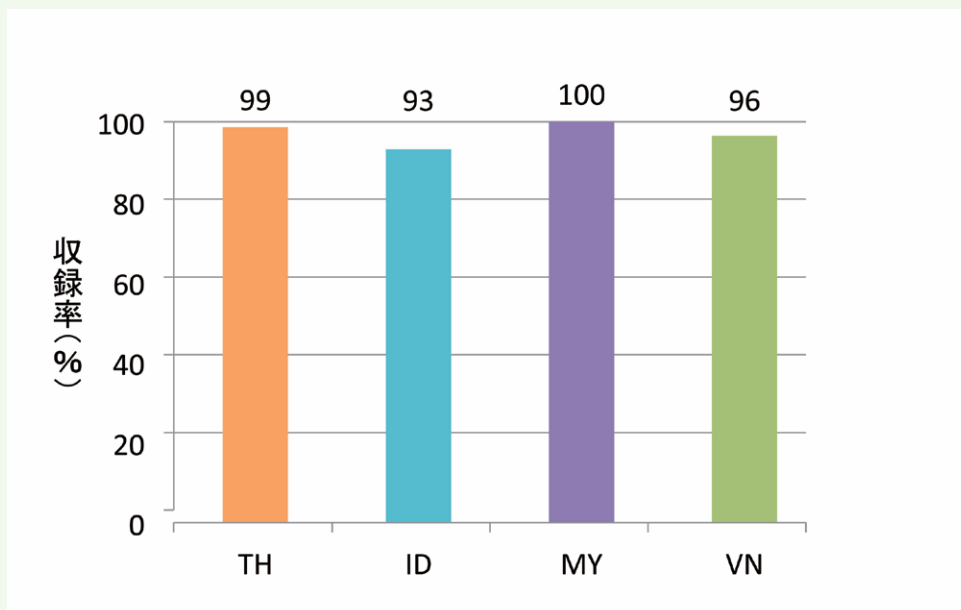


図1：各国特許庁データベース収録率

特許審査

図2は、2001年以降に出願した弊社特許出願の審査請求以降一次審査（FirstOA）と登録までの各国別平均所要期間を比較したものである。サンプル数のばらつきがあるので概観であるが、食品やバイオテクノロジー分野においては、日米欧に比べてアセアン主要国の審査が著しく遅い印象はない。

アセアン諸国では、特許訴訟の事例は商標や意匠に比べて少なく、権利行使における課題自体が未知数の部分が多い。

4. 今後の展望

アセアン諸国は経済共同体の2015年実現に向け取り組んでおり、知的財産制度においてもマドリッド協定議定書やヘーグ協定、特許協力条約（PCT）などの国際制度への加盟が期待されている。

4月に行われた第3回日アセアン特許庁長官会合で「日アセアン知的財産権アクションプラン2013-2014」が採択され、日本特許庁によるIT化や審査の実態面での支援が強化されることは大変心強い。

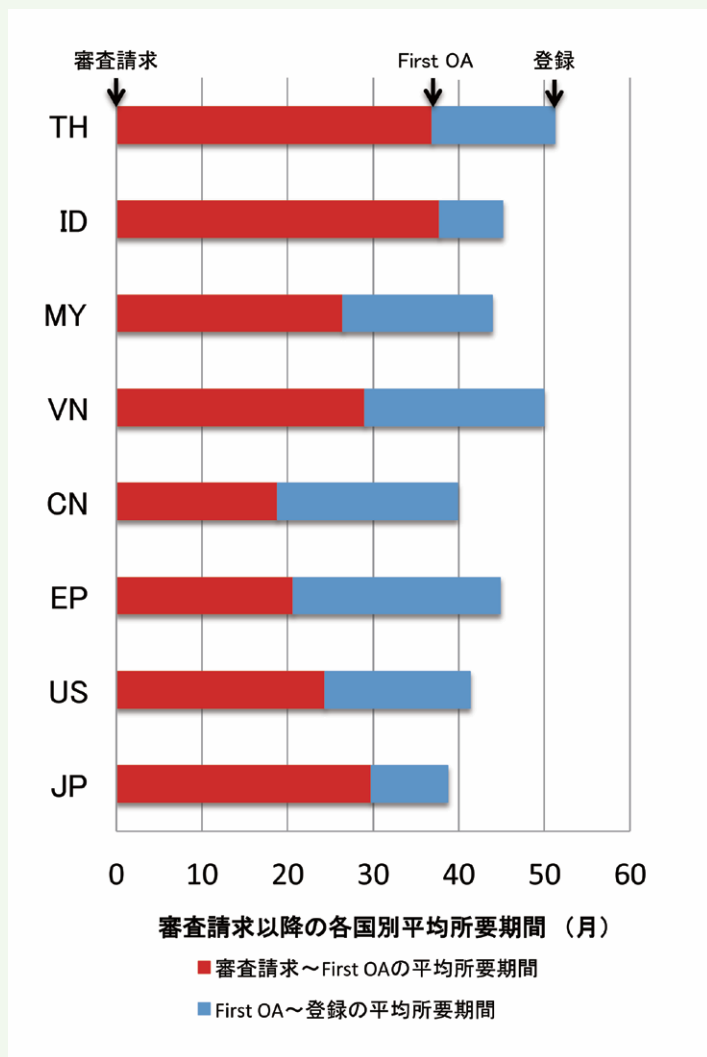


図2：審査請求以降一次審査（First OA）と登録までの平均所要期間に関する各国比較

知的財産を取り巻くマクロ環境では、知財移転についてアセアン諸国も外資系企業のグループ間取引における課税強化に動いており、移転価格税制の法制化や施行強化が進行している。

研究開発については、シンガポールの研究開発優遇措置（企業向け研究インセンティブ制度）等がよく知られており、先進国も含めグローバルな税制優遇競争の感がある。

業態により程度は異なるであろうが、今後も企業の海外グループ会社や海外地域本部の役割機能が強化され、アセアン諸国においても現地消費者ニーズを捉えた各国発の新事業・新製品が増えてゆくと予想している。

知財マネジメントでは、本社とグループ会社間の機能分担、ライセンスポリシー、グループグローバルガバナンス、人材育成が益々重要となっている。

先般 JETRO バンコク事務所の大熊靖夫知的財産部長からお話しを伺う機会があり、日タイ EPA ビジネス環境小委員会の活動につきご紹介いただいた。今後の官民対話の有効な機会として日系企業の参画がおおいに期待されているとのことであった。

弊社タイ駐在員の情報でも、アセアン諸国での知財ネットワーク構築は、例えば中国に比べても質量ともに発展途上との印象を持っており、日本人駐在員だけでなく現地社員の参画も含めたネットワーク強化が必要と考えている。